



(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年 分

(平成 年 月 日開催分)

- (ふりがな) くれないけんきゅうかい
- 1 政治団体の名称 くれない研究会
- 2 主たる事務所の所在地 山形市漆山3423-1 SISEIビル102号
- 3 代表者の氏名 大内理加
- 4 会計責任者の氏名 宇佐美和

事務担当者の氏名

宇佐美和

(電話) 023-622-4305

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☐ 政党の支部 ☒ その他の政治団体
- ☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有 ☐ 無
- 公職の種類 参議院議員候補者等
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 大内理加

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 大内理加
- 公職の種類 参議院議員候補者等

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 6 年 8 月 26 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,295,031 円
(前年からの繰越額)	1,294,952
(本年の収入額)	79
支 出 総 額	265,763
翌年への繰越額	1,029,268

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0 円
員 数	0 人

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0 円	
(うち特定寄附)	(0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
	円	
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	79	
合 計	79	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1)人 件 費	0	
(2)光 熱 水 費	0	
(3)備品・消耗品費	265,763	
(4)事 務 所 費	0	
小 計	265,763	
2 政治活動費		
(1)組織活動費	0	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	0	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	0	
(6)その他の経費	0	
小 計	0	
合 計	265,763	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
複写機利用料	12,287	R6. 9. 20	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄砲町2-17-48	
複写機利用料	7,480	R6. 9. 20	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄砲町2-17-48	
複写機利用料	3,300	R6. 10. 21	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄砲町2-17-48	
複写機利用料	7,480	R6. 10. 21	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄砲町2-17-48	
複写機利用料	7,480	R6. 11. 20	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄砲町2-17-48	
複写機利用料	5,259	R6. 11. 20	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄砲町2-17-48	
複写機利用料	7,480	R6. 12. 20	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄砲町2-17-48	
複写機利用料	10,356	R6. 12. 20	富士フィルムBI山形（株）	山形市鉄砲町2-17-48	
こ の 頁 の 小 計	61,122				
そ の 他 の 支 出	204,641				
合 計	265,763				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 賃 借 権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預 金 (普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸 付 先 ご と の 残 高 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 貸 付 金	☐	☒	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 敷 金	☐	☒	
サ 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 施 設 の 利 用 に 関 す る 権 利	☐	☒	
シ 借 入 先 ご と の 残 高 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 借 入 金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 2月 / / 日

政 治 団 体 の 名 称

くれない研究会

会 計 責 任 者 の 氏 名

宇佐美 和

※ 代 表 者 の 氏 名

(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監査報告書

令和7年2月10日

くれない研究会
代表大内理加殿

登録政治資金監査人 内海清人
登録番号 第3089号
研修修了年月日 平成21年12月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、くれない研究会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、原則としてくれない研究会の主たる事務所で行わなければならないとされているのであるが、当該事務所が手狭で作業スペースが十分でないため政治資金監査が円滑に実施できないこと、会計帳簿及び領収書等が紛失しないようにその措置が講じられていること等を勘案して、内海清人税理士事務所（山形市南栄町二丁目9番8号）で政治資金監査を行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
なお、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は会計帳簿に基づいて記載されていた。なお、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

くれない研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、くれない研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上